Ⅲ 異常家きん通報から簡易検査陽性までの対応

## 1 異常家きんの症状

HPAI 及び LPAI は、感染した鳥類(家きん、野鳥等)又は本病ウイルスに汚染された排せつ物、飼料、水、野生動物(ねずみ等)、人、器材などと家きんが接触することにより感染する。本病の被害を最小限に食い止めるためには、早期発見がもっとも大切である。そのためには、家きんの飼養者は症状について熟知し、毎日の家きんの状態を観察し、早期に異常家きんを発見し、通報することが極めて重要である。

### <本病の主な症状>

- ・突然の死亡
- 呼吸器症状、下痢
- ・元気消失、うずくまり、嗜眠、振せん又は羽毛の逆立ち
- ・顔面、鶏冠、肉垂もしくは脚部の浮腫又は出血斑もしくはチアノーゼ
- ・ 産卵率低下又は停止







うずくまり・嗜眠

羽毛の逆立ち



鶏冠の出血



鶏冠・肉垂のチアノーゼ



脚部の皮下出血

# 2 異常家きんの通報(届出)

法第13条の2に規定される特定症状を呈する家きんを発見した場合、家きんの飼養者又は関係者は同法同条同項に基づき、速やかに最寄りの家畜保健衛生所(以下、家保という)に通報しなければならない。なお、特定症状以外の異常にあっても速やかに通報する。

### (1) 特定症状

1) 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間(当日から遡って 21日間(当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、 気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原 因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となって いた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算 21 日間をいう) における平均の家きんの死亡率の 2 倍以上となった場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。

2) 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査や血清抗体検査により陽性となった場合。

### (2) 特定症状以外の異状

- 1) 鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。
- 2) 5 羽以上の家きんが、まとまって死亡し(高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く)又はまとまってうずくまっている場合。

### ○家畜保健衛生所連絡先

家畜保健衛生所名	電話番号	
長崎県中央家畜保健衛生所	0957-25-1331	
" 県南家畜保健衛生所	0957-68-1177	
" 県北家畜保健衛生所	0956-48-3831	
" 五島家畜保健衛生所	0959-72-3379	
" 壱岐家畜保健衛生所	0920-45-3031	
" 対馬家畜保健衛生所	0920-54-2179	

## 3 通報を受けた家保等の対応

### (1) 家保の対応

- 1) 通報者からの異常発生状況の聞き取り
  - 通報を受けた家畜防疫員は、**指針別記様式1**により症状の電話聞き取りを行う。
- 2) 通報者等への指導

聞き取りにより、本病を疑う場合は、万が一の発生時に備え、<u>ウイルス拡散</u> <u>防止対策の措置を指導</u>するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の 到着予定時刻を知らせる。

- 3)報告(聞き取りの結果、特定症状又はそれ以外の症状で鳥インフルエンザが疑われる場合)
  - ①当該家保は、畜産課及び中央家保(検査課)へ<u>指針別記様式1</u>をメール送信し、 電話で状況を説明する。
  - ②当該家保は、局内幹部職員へ報告する。
  - ③当該家保は、他家保と情報を共有する。
  - ④(2)の2)により畜産課からのメールを受理した他家保は、現地防疫対策本 部構成員にメールを転送し、情報を共有する。

### (2) 県畜産課の対応

- 1)国(動物衛生課)への報告 畜産課は、<u>指針別記様式1</u>を動物衛生課へメール送信し、異常通報受理 を報告する。
- 2) 関係者への異常通報受理情報伝達 畜産課は、「異常家きん通報時の連絡体系」(I-4) に基づき、関係 者へ様式2(様式集)をメール送信する。

## 4 初動防疫の準備

- (1) 現地防疫対策本部 (発生地振興局) の対応
  - ■家保の対応
  - ①家保は、初動防疫報告票1~6 (様式集)を作成し、電子メール又は大容量ファイルー時受渡しフォルダを介し県防疫対策本部へ提出する(フォルダ名:「年月日」(地域)鶏 初動防疫報告票)「例:20200822(中央)鶏初動防疫報告票」



作成した初動防疫報告票を大容量ファイル一時受渡しフォルダに保管する場合、受渡しフォルダの農林部¥畜産課に「年月日」(地域) 鶏 初動防疫報告票」のフォルダを作成し保存する。 ※ファイルの取り扱いは厳重に注意すること。

- ②現地防疫対策本部内で情報を共有する。
- ③異常通報農場が属する組合等に、情報管理を徹底の上、電話で内容を伝える。

### ○初動防疫報告票

初動防疫報告票	主 な 内 容	添付資料	注意事項
1 (発生農場の概要)	発生農場の概要 関連農場・施設等の概要 後方支援センター 農場拠点 自衛隊前進拠点 埋却 (焼却等) 予定地 農場所有の機械類 農場の特記事項 (農場敷地面積、鶏舎面積、 農場出入口箇所数、通行遮断場所箇所数) 発生状況確認検査	位置図、農場、 埋却地バスト配図、デント配置図位置図位置図位置図位置図位置図位置図位置図位置図	【平時の対応】 ○後方支援センターは駐車可能 台数を確認しておく。 ○農場拠点は可能な限り農場に 近い場所とする。 ○埋却予定地は年に一回は現地 確認をしておく。また所有者を確 認しておく。自己の所有する土地 でない場合は、埋却への合意書等 を書面で交わす指導を行う。 ○農場に立ち入りした際に、農場 所有の機械の種類・台数。操作資 格者を確認しておく。
2	制限区域情報(区域内の飼養戸数・羽数)	プロット図	※制限区域が他の振興局に跨る
(制限区域情報1) 制限区域内の関連施設		プロット図	場合は、次項「■制限区域が他の
2	移動制限区域(市町区域名)		振興局に跨る場合の情報伝達方
(制限区域情報2)	搬出制限区域(市町区域名)		法」を参照

初動防疫報告票	主 な 内 容	添付資料	注意事項
3 (消毒ポイント)	ポイント情報	設置位置図	【平時の対応】 ○年に一度はリストアップされた場所を現地で確認しておく。 ※制限区域が他の振興局に跨る場合は、次項「■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照
4	発生農場防疫作業		
(防疫作業従事者	発生状況確認検査		
必要人員数)	消毒ポイント		
5	家きん及び家きん卵に関する疫学情報		
(発生農場の疫学	人・車両に関する疫学情報		
関連情報1)			
5 (同2)	疫学関連農場一覧		
	基礎数値入力表 防護服関連資材(1クール(4時間)ごと)		【平時の対応】 備蓄資材の確認を定期的に実施
	防護服関連資材 (24 時間ごと)		する。
6	必要資材(防護服関連以外)(作業箇所ご		
o (必要機材・資材	と)		
(必安機材・質材 数量)	必要資材 (防護服関連以外) (品目ごと)		
	備蓄資材搬出数量		
	資材振り分け先		
	作業箇所別資材管理表		
	資材購入関係		



初動防疫報告票6関係

県備蓄資材数量は、平時は中央家保が数量管理を行い、変動がある度、随時最新のデータを県対策本部資材班と各家保で共有する。



初動防疫報告票は全てを完成させて報告するのではなく、項目ごとに出来た分から報告すること

## ■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法

	発生地管轄(●)	制限区域が跨る等の管轄外(○)
▼ 9:00 異常通報	<制限区域情報の速報> ●発生地家保 ・防疫マップで区域設定 ・制限区域の速報伝達 「発生農場名」、「制限地域及び制限 農場」を電話連絡	<ul><li>○管轄外家保(制限区域が跨る)</li><li>・制限区域の速報受理</li></ul>
	<様式1 (発生情報) > ■発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「様式1」をメール送信し、制限地 域を電話連絡	<様式2(個人情報なし)> ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「様式2」をメール送信し、制限地域 を電話連絡
	<初動票 2-1、2-2 (制限区域情報) > ●発生地家保 ・「初動票 2-1、2-2」を作成 ・制限区域情報の伝達	○管轄外家保  ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「初動票 2-2」大容量フォルダ(市町 はメール)で提供し、電話連絡 ※発生地管轄外の農場が含まれる場合 は、「初動票 2-1」も提供
	<初動票3(消毒ポイント情報)> ●発生地家保 ・事前共有したポイントを確認し、該当家保へポイント変更の有無を電話確認 ・該当家保からの回答を受け、ポイントを決定	<ul><li>○管轄外家保</li><li>・事前共有したポイントを確認し、電話回答</li><li>・変更がある場合は、直ちに所長決裁後の「初動票3(詳細情報含む)」を発生地家保あてメール送信</li></ul>
12:30 簡易検査	●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「初動票3 (詳細情報含む)」を大容 量フォルダ (市町はメール) で提供 し、電話連絡 ・該当家保からの報告を受け、最終的 なポイントを決定	○管轄外家保  ⇒ 局、消毒 P を設置する市町 ・「初動票 3 (詳細情報含む)」を大容量フォルダ又はメール(市町はメール)で提供し、電話連絡 ※変更する場合は、所長決裁後の「初動票 3 (詳細情報含む)」を発生地家保あてメール送信
<b>陽性</b> ▼	<様式3(簡易検査結果)> ●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「様式3」をメール送信し、電話連 絡	<様式4 (個人情報なし) > ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「様式4」をメール送信し、電話連絡

#### ■各作業班の対応

防疫作業に必要な準備作業に当る。

- ○作業動員者:各所属へ動員可能者を照会
- ○資材調達

【リース資材】連絡先(東建リース(株)長崎北営業所)へ異常通報の内容を電 話連絡。

【購入資材】内容・数量の確認及び発注様式の準備(初動防疫報告票6)

【照明車】県と国土交通省九州地方整備局の防災協定に基づく借用申請 (土木部経由)

○動員者輸送用バス(後方支援センター⇔農場拠点)の確保

【バス会社】バス運行計画作成

【農大】農大バス借用の可否を電話確認

【レンタカー会社】必要台数を電話連絡

【局】運転士の派遣要請

○ 埋却作業準備:建設業協会該当支部へ異常通報の内容を連絡

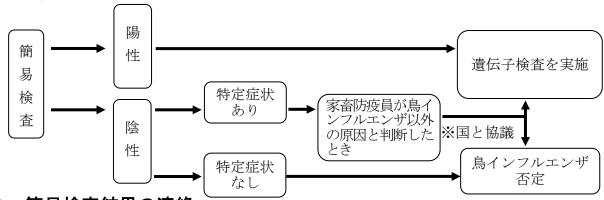
### (2) 市町の対応

- ・市町は、家保から送信された初動防疫報告票1に記載の後方支援センターに充て る施設や農場拠点を設置する場所が使用可能か否かを確認して家保へ連絡する。
- ・使用不可である場合は、代替施設や場所の提案を行う。
- 市町職員が担当する作業要員の確保に当る。

# 5 農場への立入検査(簡易検査の方法)

異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん(異常家きんが認められない場合には、生きた家きん)のそれぞれ複数羽(死亡家きんについては8羽以上(8羽に満たない場合は全羽)、生きた家きんについては少なくとも2羽)を対象とした簡易検査を行う。

### <簡易検査のフロー>



## 6 簡易検査結果の連絡

①家保は、簡易検査の結果を陽性、陰性に関わらず直ちに振興局と県畜産課及び当該

市町へ連絡する。家保から県畜産課への報告は様式3 (様式集) を用いる。 また、簡易検査陽性時にはさらに以下について実施する。

- ②県畜産課は、「簡易検査陽性時の連絡体系」(I-4)に基づき、様式4(様式集)により関係者へ連絡する。
- ③簡易検査陽性の場合、家保は、養鶏団体等の協力を受け、制限区域に入ることになる農家へ電話連絡を入れ、家きんや家きん卵等の移動自粛要請を行う。
- ④簡易検査の結果に関わらず、当該家保は<u>指針別記様式2-1</u>により立入検査の状況を取りまとめ、畜産課と検査課へメール送信の上、電話で状況を説明する。
- ⑤畜産課は、動物衛生課(国)へ<u>指針別記様式2-1</u>をメール送信の上、電話で状況を説明する。

## 7 病性鑑定材料の輸送

確定診断のため、検査材料を中央家畜保健衛生所へ輸送する。また、ウイルス亜型の特定のため、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門(本所)へ輸送する。

### (1) 検体発送

#### 【現地家保】

- ① 現地家保は、材料(気管スワブ(鶏以外はクロアカスワブ含))が検査課へ到着する予定時間を県畜産課、検査課に連絡する。
- ②現場家保用病性鑑定リスト(様式集)を作成。
- ③畜産課及び検査課へ②をメール送信。

### 【中央家保】

- ④検査課は、指針別記様式3 (検査依頼文書)及び病性鑑定送付材料リストを作成。
- ⑤作成した指針別記様式3及び病性鑑定送付材料リストを畜産課(家畜衛生班) ヘメール送信。
- ⑥検査材料を梱包し動物衛生研究部門へ郵送。
- (7)検査課は、検体の到着予定日を畜産課へメール及び電話で報告。

### 【畜産課】

⑧家畜衛生班は、動物衛生研究部門へ指針別記様式3、指針別記様式2-1、病性鑑定送付材料リストを電子メールにより提出する。併せて検査材料の到着予定日を連絡する。

### (2)荷物(検査材料)の送付先

検査機関名	国立研究開発法人 農業·食品産業技術総合研究機構動物衛生研 究部門(本所)
所 在 地	〒305-0856 茨城県つくば市観音台 3-1-5
電 話	029-838-7707(直通)
F A X	029-838-7907
受取窓口	疾病対策部行政連携室 行政連携調整役

# 8 疫学情報の確認

- ①現地立入検査を行った家保獣医師は、疫学情報を調査し家保に報告する。
- ②家保は、その情報を指針別記様式2-2 (様式集) に整理し、畜産課に報告する。
- ③畜産課は動物衛生課に提出する。

## 9 隣県からの通報に対する本県の対応

隣県である佐賀県又は熊本県で発生した際に、本県の一部が制限区域に入る場合の対応は、下記のとおりとする。

### 【佐賀県】

		本県の報告様式		通報を受けて	
	佐賀県からの通報内容	様式 番号	件名	対応する内容	
1	異常通報を受け、農場で簡易 検査を実施し、陽性を確認 ↓ 簡易検査陽性は未確定の段階	様式7	佐賀県における高病原性 鳥インフルエンザ簡易検 査陽性確認事例について	本県で発生した場合 の、「異常家きん通報 時」の対応を実施	
2	検査材料を佐賀県中部家保へ 送付し、再度簡易検査を実施 し、陽性を確認 ↓ 簡易検査陽性を確定した段階	様式8	佐賀県における高病原性 鳥インフルエンザ簡易検 査陽性確定事例について	本県で発生した場合 の、「簡易検査陽性 時」の対応を実施	
3	佐賀県中部家保で、遺伝子検 査を実施し、陽性を確認	様式9	佐賀県における高病原性 鳥インフルエンザ遺伝子 検査の結果について	本県で発生した場合 の、「遺伝子検査陽性 時」の対応を実施	

### 【熊本県】

			本県の報告様式		通報を受けて
		熊本県からの通報内容	様式 番号	件名	対応する内容
	1	異常通報を受け、農場で簡易 検査を実施し、陽性を確認 → 簡易検査陽性を確定した段階	様式8	熊本県における高病原性 鳥インフルエンザ簡易検 査陽性確定事例について	本県で発生した場合 の、「簡易検査陽性 時」の対応を実施
	2	熊本県中央家保で、遺伝子検 査を実施し、陽性を確認	様式9	熊本県における高病原性 鳥インフルエンザ遺伝子 検査の結果について	本県で発生した場合 の、「遺伝子検査陽性 時」の対応を実施



県境での発生時は、消毒ポイントの設置箇所に関し県防疫対策本部と隣県 で協議を行う。